

内部通報（ヘルプライン）規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、社会的信頼の確保のため、内部通報制度（ヘルプライン）を設け、その運営方法等を定める。

第2条（対象者）

本規程は当法人の役員及び職員に適用する。

第3条（通報等）

申告事項（別表）に該当する事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、通報・申告・相談を行うことができる。

通報者及び調査協力者等は本規程による保護対象となる。

第4条（通報等の方法）

通報はヘルプライン窓口に対し、電子メール等により行う（必要に応じ電話又は面談）。

窓口は、(1)コンプライアンス担当理事、(2)監事、(3)当法人が指定する外部窓口とする。

守秘義務規定は、本規程に基づく通報等を妨げない。

第5条（受付と対応）

窓口は通報を受け付け、調査・対応を行う。

第6条（調査）

窓口担当者は通報内容（通報者個人情報を除く）を直ちに担当理事へ報告する。ただし担当理事が対象の場合は監事へ報告する。

調査は担当理事が実施する。必要に応じ外部調査機関へ依頼できる。

役職員は特段の事情がある場合を除き調査に協力する。

第7条（結果通知）

調査結果は速やかに関係者へ通知し、通報者にも遅滞なく通知する（通知困難な場合を除く）。

第 8 条（調査結果に基づく対応）

不正行為が認められた場合、当該行為の中止命令、懲戒、刑事告発、再発防止等の措置を講ずる。

担当理事は、概要（通報者等個人情報を除く）を理事会へ報告する。

第 9 条（記録と管理）

通報等情報を取得した者は秘密を保持し、必要な防止措置を講ずる。

通報者の情報開示を求めてはならない。

第 10 条（不利益取扱いの禁止）

通報等を理由とする報復行為や不利益取扱いをしてはならない。

第 11 条（懲戒等）

根拠のない誹謗中傷通報、情報漏えい、報復行為等は就業規則等に基づき必要な措置を講ずる。

第 12 条（周知）

当法人は内部通報制度の周知に努める。

第 13 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（別表） 申告事項

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 安全又は健康に危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 内部規程違反（人事上の処遇不満を除く）
- 4 名誉・信用を侵害するおそれのある行為
- 5 その他重大な損害を生じるおそれのある行為